

資料 1

科学技術・学術審議会情報委員会
ジャーナル問題検討部会（第 10 回）
令和 3 年 1 月 26 日（火）

我が国の学術情報流通における課題への対応について（審議まとめ）（案）

1 はじめに

近年のオープンアクセスの急速な普及に伴い、論文をオープンアクセスにするための費用である APC (Article Processing Charge : 論文処理費用) の負担増が新たな課題として顕在化するなど、ジャーナルを取り巻く問題は、従来の購読価格上昇の常態化にとどまらず、より拡大・複雑化している。これに対して欧州ではゴールドオープンアクセス¹を中心におおむねオープンアクセスを促進させる OA2020 や、研究助成機関から助成を得た研究の成果を論文公表後直ちにオープン化するよう義務付ける PlanS といった動きが活発化している。我が国の大学等研究機関、研究者、図書館関係者等はこれらの動きに対して、我が国における研究成果の発信及び学術情報へのアクセスが諸外国から取り残されてしまうのではないかという危機感を一層高めることとなった。

このような中、日本学術会議や国立大学協会においても議論の場が設けられることになったが、ステークホルダーが多く、より多様な視点から広範囲の議論が必要であるとの認識から、文部科学省においてもジャーナルの費用負担や、オープンアクセスジャーナルに対する総合的な対応方策を検討すべく、科学技術・学術審議会情報委員会の下に本検討部会が設置されるに至った。

本検討部会の設置にあたり、我が国における研究成果の発信及び学術情報へのアクセスにおける目指すべき姿について検討することは言うまでもなく重要な目的ではあるが、多くの大学等研究機関や研究者等は、複雑化するジャーナル問題の現状への関心よりも、「今アクセスできる論文にアクセスできなくなること」や「論文投稿に係る負担が増え、論文を投稿できなくなること」に対して危機感を募らせており、それは主に目の前にある経費負担への懸念であるといえる。そのため、本検討部会への喫緊の課題として、購読価格の継続的な上昇及び APC 負担増への対応について検討すべく、まずは経費負担に関する問題についての整理を行い、その上でこの問題をより広い文脈に位置づけるため、我が国における研究成果の発信及び学術情報へのアクセスにおける目指すべき姿についても検討することとした。

本検討部会は、令和 2 年 1 月に第 1 回目を開催して以来、ジャーナルに関する諸問題について議論を行ってきた。本報告書は、これまでの議論についてまとめるものである。

¹ ゴールドオープンアクセス：主に著者が APC を負担すること等により、オープンアクセスジャーナルや購読型のジャーナルにおいてオープンアクセスを選択する方法。

2 学術情報流通をめぐる状況

学術情報流通をめぐる状況はこれまで大きく変化してきた。大手海外商業出版社の購読ジャーナルを中心とする状況から、論文のオープンアクセス化が主要な課題と認識されるようになり、さらに平成25年6月のG8科学大臣及びアカデミー会長会合（共同声明）等を契機に、諸外国では論文のオープンアクセス化を大前提として、公的資金による研究データのオープン化を促進することが戦略的に進められてきている。特にデータ駆動型科学の興隆により、論文だけでなく研究データそのものが大きな価値を持ち、国家、企業、出版社、研究機関の次の競争の要素となっているところである。

近年のオープンアクセスに関する政策として、例えば、欧州では、Horizon2020で助成された研究成果のオープンアクセス化を義務付けており、Horizon2020期間中は、ゴールドオープンアクセスに要するAPCについて、補助金を利用できるようにする等、科学技術政策と論文のオープンアクセス化を連動させている。

前述のOA2020やPlanS、あるいはHorizon2020のような政策的な動きによってゴールドオープンアクセスへの傾斜が強まることに対応する形で、大手海外商業出版社は購読価格に論文を出版する経費であるAPCを一体化する購読・出版モデル（Read & Publish²契約等）を提案しており、諸外国においては、従来のビッグディール³契約からの転換が進んでいる。それに加えて、機関リポジトリでのアーカイブや、プレプリントサーバーへ登載する等の研究者の自発的な取組を中心としてきた論文のオープンアクセス化、すなわちグリーンオープンアクセス⁴においても、出版社によるプレプリントサーバーの買収や、著者最終稿を出版社のウェブサイトで閲覧可能とするサービスに乗り出すなど、新たな局面を迎えている。

他方、ゴールドオープンアクセスの進展に伴う課題の一つとして、主にAPCを目当てにした粗悪学術誌（Predatory journal、いわゆるハゲタカジャーナル）等を媒体として、粗悪な出版社に、研究者や学術団体及び国際会議の人的ネットワークや研究費が収奪の対象とされているという状況も顕在化している。

このような学術情報流通をめぐる国際的状況を踏まえ、中国では、トップジャーナルの創刊を目指すとともに、研究者の業績評価の方針を刷新し、自国研究者の研究成果を自国の雑誌で囲い込む政策が取られるなど、国際的な科学技術競争という視点でジャーナル問題を捉えた対応をしている。

翻って、我が国の現状は、上述のような学術情報流通をめぐる動きに対し、学術情報流通の理念、背景、手段及びルールの理解不足から、オープンアクセス化への対応等の

² Read & Publish契約：ジャーナルの購読費をオープンアクセス出版費に振り替える契約モデルの1つ。購読と出版にかかる費用を出版社が一つの契約で受け取る契約。

³ ビッグディール：出版社の提供しているタイトルの全てもしくは一部分をひとかたまりにして販売される大規模なパッケージ契約。

⁴ グリーンオープンアクセス：論文等を大学等が構築・運用する機関リポジトリ等に登載し、公開する方法。

方向性が定まらない状況となっている。加えて、これから科学技術振興の原資とすべき研究データの管理、運用においても、公的な競争的資金を受けた研究成果についてすら、その都度、その場限りの管理にとどまっているのが現状で、研究成果、研究データのオープン化により次の研究への資源とする分野横断のシステム構築にはたどり着いているとはいえない状況にある。

3 議論の方向性

本検討部会においては、以上のような現状を踏まえ、ジャーナル購読価格上昇の常態化及びAPC負担増への対応を短期的に検討する課題、オープンアクセス化への動きへの対応、研究成果の発表・公開の在り方を中期的に検討する課題、研究成果の発信力強化の在り方、論文数や引用数のみに依存しない研究者評価の在り方を長期的に検討する課題、と整理した上で集中的に検討を進めることとした。

短期的に検討する課題としたジャーナル購読価格の問題は、表面上、ジャーナル購読価格が継続的に上昇し、大学等研究機関の経費が圧迫されていることを指しているが、その本質は、個別購読時には契約外であったジャーナル（非購読誌扱いのジャーナル）にもアクセスが可能となるビッグディール契約という契約形態が浸透した結果、本来は付随的であった非購読誌扱いのジャーナルを閲覧することが研究者に深く根付き、研究活動にとって存在する事があたりまえな学術情報インフラとなったことにある。加えて、非購読誌扱いのジャーナルに関する図書館等の学術情報流通部門から自機関内への説明不足及び研究者の理解不足も、今日の状況に至る一因であることから、これを顧みる必要がある。

なお、アクセス可能な非購読誌扱いのジャーナルは、ビッグディール契約を中止した場合に、将来に発刊される巻号へアクセスができなくなることはもちろんのこと、過去に発刊された巻号についてもアクセスが維持されない状況が発生することとなるため、ビッグディール契約の浸透により広がったかのように見えた学術情報インフラが遮断されるのではないかという危機感が研究者に広がっている。この危機感は、真に必要とするジャーナルの選定や、利用状況の分析に基づいた経費負担を検討するのではなく、非購読誌扱いのジャーナルへのアクセスを確保するためにビッグディール契約を維持し続けるという思考を生んでいる。

この根本的な問題に対して、図書館等の学術情報流通部門からの説明と、機関を超えた契約や利用状況等の情報共有の試みが不足していることや、研究者が自身の問題ととらえる意識の不足によって、大学等研究機関、図書館及び研究者の連携は一向に進まず、情報の独占状態にある出版社側との交渉力の差は非常に大きなものとなっている。

他方、ジャーナル問題を議論するにあたり、十数年前から繰り返し議論の俎上にあがる我が国の国策としてのトップジャーナル創刊を求める声があるが、その活動が始まっ

たとしても、ジャーナルとして認知を受けるまでの作業、期間の膨大さを踏まえると、激しく変化しつつある出版モデルを先導できるとの見通しはたたない。また、J-STAGE 等の我が国有数の学術情報プラットフォームの重要性を踏まえた戦略的議論に至っていない。

4 対応する問題の解析と対応

(1) 研究活動のサイクルにおけるジャーナル問題の位置づけ

論文のオープンアクセスに関して、国際的大手学術出版社を国内に有しない我が国は、これまでゴールドオープンアクセスを適宜採用しつつも、グリーンオープンアクセスを主軸としてきた。しかし、論文のオープンアクセスという理念に対して、研究成果の公表、その評価のあり方を具体的にどう考えるのかという議論が十分なされていないことから、ジャーナル問題は、図書館の購読経費削減の問題として矮小化されてきたきらいがある。

研究活動全体のデジタル化が進む中、物理学、数学、計算機科学、情報学等の研究分野においては、プレプリントサーバーへの投稿も一般化するなど、研究成果公開の場の多様化が進むとともに、多くの分野で研究データの公開が投稿条件とされるなど、その取り扱いが急速に重要視され始めている。これに呼応して、大手海外商業出版社の活動は研究成果である論文の出版にとどまらず、研究活動で生成される研究データを含むあらゆる情報の交換、共有、保管、提供というサイクルを支えるプラットフォームに拡大しており、研究活動全体が出版社のプラットフォームに頼らざるを得ない状況に向かっている。

このような動きに対し、研究成果の公表である論文だけではなく、研究データの管理、共有、公開についても方針を決定していかなければ、出版社より提供されるプラットフォームに研究活動そのものが囲い込まれる危険性がある。研究データをオープン化する流れは、データ駆動型科学の興隆による次の研究の創発環境の構築であると共に、研究公正の観点からも不可避であり、ジャーナル問題に端を発した学術情報流通の問題は、もはや単にジャーナル購読経費の削減方策を講じる問題ではなく、我が国の研究振興戦略そのものの問題となっている。

(2) 早急に取り組むべきこと

本検討部会に喫緊の課題として与えられた問題は、大学等研究機関の組織としての支出及び各研究者の支出に大きく関わっている。すなわち、前者の組織としての支出は、ビッグディール契約等の購読価格の継続的な上昇等図書館を中心として機関全体のインフラ整備として議論されてきた。一方、後者の支出の実質である APC については、主に研究者の個別の研究費等から支出することが慣行となっているため、研究者個人に委

ねられている。大学等研究機関においては、それらを一元的に議論することは難しく、かつ、自機関の APC 支払い総額を把握することができていない現状が、より一層議論を困難にしている。

さらには、研究成果の発表の場は研究者の自由意志に拠ることとし、研究助成機関や研究機関がその方向付けに関与しない我が国では、戦略的な動きを取る諸外国と動きが異なる。また諸外国において、購読・出版モデルへの転換が進むことによりゴールドオープンアクセスが推進されている背景については、国際的な大手学術出版社を有せず事情が異なる我が国において、同様の戦略をそのまま持ち込んで議論することも困難である。

しかし、これまでの議論を踏まえると、現在の学術情報流通の環境下においては、ビッグディール契約等の購読経費と APC の最適化が、我が国が対応すべき最重要課題である。つまり、これまで主として図書館が対応してきたジャーナルの購読経費と、各研究者の APC を紐づけし、最適な配分であるのかどうかという観点で出版社と交渉する必要がある。さらに、これらの経費を合わせて、大学等研究機関における研究戦略の中で、どのような最適化が図れるかという検討に基づき、同じような研究戦略や契約状況の大学等研究機関がまとまり、契約主体のグループ化等を行って交渉に当たる必要がある。現在、出版社との交渉を行っている大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）は、参加する大学の規模や特色が多様であり、また契約主体が JUSTICE ではなく各大学の図書館であるため、「モデルの多様化に対応できていない部分もある」という批判や、出版社から「提案する商品が全体として組めない」という意見も出ていることを考慮しても、大学等研究機関がまとまり、早急に契約主体の調整と実質的な契約交渉に踏み込むほかない。また、JUSTICE にはそれらのサポートを行うことが求められる。

その過程においては、大学等研究機関が各自の最適な契約の形を定めた上で契約内容・経費配分を組み換えるとともに、大学等研究機関のみならず、国立国会図書館も含めて、お互いが契約しているジャーナル等の情報を共有し、足りない部分を補いあえるような有機的なネットワークを構築する必要がある。国においては、このような取組についてフォローアップしつつ、必要な支援を行うことが望まれる。

なお、本検討部会では、電子ジャーナルにおけるビッグディール契約のカレント（契約当該年に刊行された巻号）とバックファイル（契約時より前に刊行された巻号）の抱える問題の認識が不十分と捉え、その背景も踏まえながら、ビッグディール契約の見直しや継続可否の判断を実践している大学等へのヒアリングにより、その判断に必要な検討事項の情報を収集した。これらの情報を図書館だけでなく各大学等研究機関の執行部が、研究戦略に基づき総合的に判断するための参考資料とする必要がある（参考資料 1、2 参照）。各大学等研究機関においては、契約内容が最適なものであるのか、参考資料のようなデータを収集し、各機関の特色、研究戦略、学術情報基盤の整備方針等を踏まえ、最も合理的な契約形態を判断することが必要である。このことは、上述の同じよう

な研究戦略や契約状況等を踏まえて大学等研究機関がまとまる検討をする際にも、大前提となるものである。併せて、セーフティネット構築の観点から、バックファイルへのアクセス維持とその情報の共有とともに、対応しきれない部分についてどのように補うのか、ILL の活用も含めた仕組み構築等の対応が必要である。

＜本検討部会として要請する具体的取組＞

【大学等研究機関（執行部）】

- ・ 関連データ（参考資料 1、2 参照）を収集した上で、各自の研究戦略に基づき、最適な契約形態を定め、契約内容・経費配分を組み換えること。
- ・ 各自の最適な契約形態等を定めた上で、同程度の規模や契約状況等の大学等研究機関が契約主体としてグループ化し、交渉主体を明確にする取組の検討を開始すること。
- ・ 各機関が契約しているジャーナル等の情報を共有し、足りない部分を補いあえるような有機的なネットワークを構築することについて検討すること。

【大学等研究機関（図書館等の学術情報流通部門）】

- ・ 関連データ（参考資料 1、2 参照）を収集、分析し、その結果を執行部と共有すること。
- ・ APC 支払額等、図書館だけでは収集が困難なデータについても、関係各部署と連携し、収集すること。
- ・ 自機関の執行部のみならず、所属する研究者等へも現在の自機関の状況等に係る情報提供、説明を積極的かつ丁寧に行うこと。

【大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）】

- ・ これまで蓄積してきた出版社との交渉経験を活かし、契約主体のグループ化を検討している大学等研究機関等との役割分担を含む戦略を明示すること。
- ・ これまで以上に JUSTICE で収集した情報を参加機関間で共有すること。
- ・ JUSTICE の今後の立ち位置を明確化し、かつ機能強化するために何が必要であるのか検討すること。
- ・ 諸外国においては、出版社との交渉・契約内容が秘匿されていることに対して批判がなされている状況に鑑み、我が国においてもこれを透明化すべく努力すること。

【研究資金配分機関】

- ・ 助成した研究の成果はオープンアクセスとすることが原則であることを明示すること。

- ・ 研究者が成果をオープンアクセス化する際に必要な支援を行う枠組みを設けることを検討すること。

【文部科学省】

- ・ 各大学等研究機関における APC 支払額の実態調査を実施し、状況を把握するとともに、その結果を共有すること。
- ・ 大学等研究機関の取組み及び状況等を把握し、バックファイルへのアクセス維持、セーフティネットの構築等の在り方も含め適切な支援を行うこと。

(3) 着手を開始すべきこと

現在は、オープンアクセスとなっている論文だけでも、購読誌に掲載された論文だけでも、研究の遂行に必要な論文入手するという点では不十分という中途半端な状況であり、当面その双方に対応しなければならないことが、研究成果の流通のために大学等研究機関が負担しなければならない経費のさらなる上昇を招いていると分析することができる。この状況への対応策は早急に必要であり、それについては前節で述べたとおりであるが、それらは目指すべき姿を見据えたものでなければならない。

早急に取り組むべきことへの対応が当面のアクセス維持の緊急対策であるならば、今、着手を開始すべきことは、これから出版される論文も含めた学術情報資源の分散配置とアクセスする仕組みの構築である。そのための手段としては、これから出版される公的資金による研究で得られた成果論文のオープンアクセスの義務化、及び、そのエビデンスであると同時に次の研究のための研究データの共有及び公開を加速することである。

諸外国ではすでに、公的資金による研究で得られた成果論文のオープンアクセスは大前提の上で、現在は、公的資金による研究データのオープン化の促進も戦略的に進められているところである。我が国として、論文のオープンアクセスの義務化を実質的に進めなければ、世界的な潮流から取り残されるだけでなく、多くの分野で先端研究を牽引する存在感と新しい研究領域を失うことは必至である。

具体的には、研究資金配分機関は、助成した研究によって得られた成果論文について、オープンアクセスを義務化すべきである。その際、我が国はこれまでグリーンオープンアクセスを主軸としてきたことに鑑みれば、オープンアクセスの方法はオープンアクセスジャーナルでの出版に限定するのではなく、例えばプレプリントサーバーへの投稿が確立している研究分野であればプレプリントサーバーへの登載や、紀要や著者最終稿を機関リポジトリへ登載すること等の多様性を認め、出版社のビジネスモデルに依存せず研究者が戦略的に選択できるようにすべきである。ただしその際に、研究者の研究活動の中で負担無く寄与できるような配慮をする必要がある。

また、研究データの共有及び公開については、それが突然停止するといった研究者にとって不利益となることが発生しないよう、利用プラットフォームの選択にあたり、利

用条件・約款等を十分検討するよう促すとともに、プラットフォーム構築とその解放に向けた環境整備も進めるべきである。

（4） 計画を開始すべきこと

学術情報流通にかかる根本的な課題は、そもそも研究活動をどのように評価し、それを支え、新たな研究に挑戦できる環境を作ることができるかどうかである。

評価に関しては、個々の論文自体の新規性、有用性、妥当性等の客観的評価と、研究者・研究機関及び研究プロジェクト等のパフォーマンスに関するエビデンスの観点があり、言うまでもなく明確に区別した議論が必要である。

本検討部会が扱ってきたジャーナル問題とより密接に関係するのは後者である。評価の際に頻繁に使われてきた論文に関する定量的指標には、必ずしも研究成果の質を直接表現しないものや、それだけでは研究成果の全体像を構成しないものがある。例えばインパクトファクターは、掲載されたジャーナルの評価指標であって、掲載された個々の論文の質を直接担保するものではないにも関わらず、あたかもこれが個々の論文の質の評価指標であるかのように受け取られることがある。このことによって、個人もしくは機関が高い評価を得るために、例えばインパクトファクターの高いジャーナルに掲載されることを求める、また APC を支払いオープンアクセス化することで引用を増やすことを求める等、研究者の投稿行動にとどまらず、研究活動のゆがみにつながっている。出版社もこれに乘じ、多くの投稿を集めるためにインパクトファクターを上昇させるべく様々な方策を取るなど、商業主義的な競争が激化し、出版社が強固な地位を確立しようとしている。これらのサイクルにより、インパクトファクターへの偏重がますます強まり、状況は悪化の一途をたどっている。この評価に係る悪循環を断ち切らない限り、ジャーナル問題の根本的な解決は困難である。

論文掲載数や個々の論文の被引用数は、それぞれ研究者の成果発信活動の一側面や、発表された論文の注目度や影響度の目安として、研究評価の指標の一部を構成するものであることは否定されない。しかしながら、研究成果の質はこうした可視化・数値化された一部の定型的指標だけでは評価できないということも指摘されているところである。

こうした指標の誤用や定量的指標への偏重を解消するためには、関係省庁、研究資金配分機関、評価機関及び大学等研究機関は研究評価を行うにあたり、特定の指標に過度に偏ることなく、研究活動の多様性が評価されるよう評価の方針を明確にするとともに、その評価指標をあらかじめ明示するべきである。同時に、用いられる各種指標についてもその性質を正しく見極め、指標を用いた評価の運用にあたっては、ルールや指針を定め、誤用を防ぐために常に注意を払うべきである。

これまで、科学技術・学術審議会の報告書や文部科学省における研究及び開発に関する評価指針においても以下のような指摘がされており、特に大学等研究機関における

研究者の評価における定量的指標の利用については改めて留意する必要がある。

○ 学術情報基盤の今後の在り方について（平成18年3月23日 科学技術・学術審議会 研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会）

インパクトファクターは、雑誌についての短期の評価としては意味がある。しかし、その持つ意味は、分野によってまったく違うものである。インパクトファクター考案者であるユージン・ガーフィールドは、インパクトファクターとは雑誌の順位付けや評価に使用するもので、不適切に研究の評価に使うものではないと明確に指摘している。

また、平成17年9月に改定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」においては、「特に、インパクトファクターは、特定の研究分野における雑誌の影響度を測る指標として利用されるものであり、掲載論文の質を示す指標ではないことを認識して、その利用については十分な注意を払うことが不可欠である。」とされている。

しかし、雑誌全体のインパクトファクターを、そこに掲載された個々の論文の評価に転用する誤った使い方がたびたび行われてきた。我が国の研究機関が独立行政法人化により数値目標の設定が求められたことがインパクトファクター偏重の背景であるとも、評価結果を定量化して予算を獲得するための手段となっているとも言われているが、このインパクトファクターの誤った使い方が、我が国学協会の刊行する学術雑誌の弱体化の一因となってきたとも考えられる。

○ 文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（最終改訂 平成29年4月1日）

また、評価実施主体は、評価者の見識に基づく質的判断を基本とする。その際、評価の客觀性を確保する観点から、評価対象や目的に応じて、論文被引用度や特許の取得に向けた取組等といった数量的な情報・データ等を評価の参考資料として利用することは有用であるが、数量的な情報・データ等を評価指標として過度に・安易に使用すると、評価を誤り、ひいては被評価者の健全な研究活動をゆがめてしまうおそれがあることから、これらの利用は慎重に行う。特に、掲載されている論文の引用数をもとに雑誌の影響度を測る指標として利用されるインパクトファクタ一等は、掲載論文の質を示す指標ではないことを認識して、その利用については十分な注意を払うことが不可欠である。

研究評価の在り方については、根本的な課題の解決に向け、すぐに変わることは困難ではあるものの、新たな領域の創出等、現在適切に評価を受けていない部分については、オープン化を指向する取組を重視する等、学術研究を遂行するために研究者にとって最

適な在り方が求められる。

5 おわりに

ジャーナルを巡る動向は刻一刻と変化し続けており、世界の研究コミュニティに学術情報流通の在り方を見つめ直す契機となっている。現在、世界の研究コミュニティは、オープンサイエンスという理念の下で、学術出版界と呼応し、ある時には相反しながら、るべき学術情報流通を追い求めている状況である。我が国においては、科学技術・学術分野での世界における我が国の国際競争力や国際プレゼンスの向上を果たすことも求められており、引き続き、研究者にとって学術研究を遂行するために最適な学術情報流通環境を保つため、国際的な動向に受け身で翻弄されることが無いように、科学技術の理念の実現を希求した具体的な活動を継続できるよう、全ての関係者が問題解決を主体的に進めて行くことを期待する。

ジャーナル問題検討部会 合理的な契約判断のためのデータ収集に係るヒアリング事例

自機関の契約が最も合理的であるかどうか判断するために収集すべきデータについて、本検討部会でヒアリングした事例を以下に挙げる。これらはあくまで例示であり、大学の特色等に併せて必要なデータを収集する必要がある。

(どのようなジャーナルが必要であるのか把握するために必要なデータの例)

○ ジャーナルの利用及び論文投稿実態の把握

- ・ タイトル数（購読誌・非購読誌）
- ・ ダウンロード件数
- ・ ダウンロード件数における購読誌・非購読誌の割合
- ・ 良く引用されるタイトル（引用回数）
- ・ オープンアクセスにした論文数
(グリーンオープンアクセス、ゴールドオープンアクセス別)

○ 利用に係るコストの把握

- ・ 購読価格
- ・ ダウンロード単価
- ・ ビッグディール及び個別タイトル契約の場合の各値上げ率

また、データ収集方法としては、以下のようないい例がある。

(データ収集方法の例)

- ・ 利用可能なデータベースから抽出
- ・ 出版社から必要なデータ入手
- ・ 収集・分析用のソフトウェアの導入

各大学等研究機関においては、早急に上述のような分析に必要なデータを収集し、最も合理的な契約形態の判断に向け、組織体制を構築する必要がある。

すでにいくつかの大学等研究機関においては、データを収集、分析し、検討の結果、ビッグディールの解体を選択する機関も出てきているところである。解体して終わりではなく、解体後には以下のような取組を継続する必要がある。

(解体後の取組例)

- 解体後のジャーナル利用状況のモニタリング
 - ・ アクセス件数
 - ・ アクセス拒否件数
 - ・ ILL(Interlibrary Loan:図書館間相互貸借) 件数
- 代替手段の検討、確保
 - ・ セーフティネットの検討
 - ・ モニタリングを経た必要なタイトルの見直し・選定
 - ・ 論文単位の購入 (Pay per view) に使用できる回数券の購入

ビッグディールを解体する場合には、解体に伴い論文にアクセスできなくなるのではないか、という研究者等の不安や不便さを軽減するため、図書館においては、代替物へのアクセス方法の紹介や保持しているバックファイルの範囲の明示といった取組が重要である。

ジャーナル問題検討部会

購読・出版(Read & Publish)モデル導入に係るヒアリング事例

購読・出版モデルの導入について、本検討部会でヒアリングした事例を以下に挙げる。これらはあくまで例示であり、大学の方針も鑑み、導入について判断する必要がある。

(購読・出版モデルの導入を検討するために必要なデータの例)

- 該当ジャーナル・出版社への論文投稿実態の把握
 - ・ 投稿論文数
 - ・ APC 支払額
 - ・ APC 価格リスト
 - ・ ダウンロード数
 - ・ オープンアクセスにした論文数
- (グリーンオープンアクセス、ゴールドオープンアクセス別)
- 購読・出版モデルの導入に係るコストの把握
 - ・ 購読モデルの価格と購読・出版モデルの価格の値上がり率の差の算出
 - ・ 全体の資料費における購読・出版モデルの費用の割合
- 学内状況の把握
 - ・ オープンアクセス状況
 - (全論文におけるオープンアクセス率、グリーンオープンアクセス、ゴールドオープンアクセスの割合等)
 - ・ 大学全体での APC 支払額、経費の種類（財源）
 - ・ 現在の契約に関する学内アンケート（意向調査）の実施

購読・出版モデルの導入にあたっては、上述のようなデータの把握を行い、大学にとって大きな負担なく導入できるモデルであるか、資料費の全容やオープンアクセスの状況を見て、導入の可否を検討する必要がある。

論文出版に係る業務のため、図書館だけで取り組むのではなく、研究推進関連部署と連携し、実際の運用体制を協議の上、大学全体としての方針を決定していくことが肝要である。

なお、学内への周知の際、特定のジャーナルへの投稿を促すものではないとして、研究者の論文投稿先の誘導とならないよう配慮をする必要がある。

また、購読・出版モデルを導入して終わりではなく、その後、契約の評価を行う際の評価指標の検討も必要である。